

相続手続きのご案内

お亡くなりになられたお客さまには永らくのお取引を
いただき、誠にありがとうございました。
心よりお悔やみ申し上げます。
本冊子では、相続手続きをスムーズに進めていただくため、
相続手続きの概略についてご案内いたします。

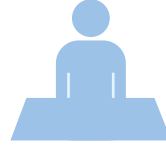
相続手続きの流れ……………	1
相続方法……………	2
必要書類のご案内……………	3
お取引内容ごとの手続き概要……	4
よくあるご質問……………	5
相続人確認表……………	6
戸籍謄本を取得して いただく際のお願い……………	裏表紙



相続手続の流れ

相続手続の流れは次のとおりです。

相続のお申出



- 相続方法について確認させていただきます。

必要書類のご案内



- ご準備いただく書類をご案内いたします。

書類のご提出



- ご準備いただいた書類をお取引店またはお近くの当行の店舗へご提出ください。
- ご不明な点については各店舗までご連絡ください。

お手続が完了するまでに10営業日程度
日数をいただきます。
(事情により前後することもございます。)

計算書・通帳等のお受取



- お手続完了後に、窓口、もしくは郵送により計算書・通帳等をお返しいたします（お受取方法は、窓口でお申し付けください）。
- お受取日につきましては、各店舗からご連絡差し上げます。

MEMO

相続方法



用語解説

共同相続

遺言書や遺産分割協議書等がなく、相続人全員の合意にもとづいて、相続財産を受領していただく手続です。

遺言書による相続

お亡くなりになられた方（被相続人）が遺言で遺産の分割方法を定められた場合は、それにしたがって遺産を分割することになります。主な遺言書の方式としては、公正証書遺言と自筆証書遺言があります。なお、遺言者（被相続人）は遺言で遺言執行者を自ら指定するか、その指定を第三者に委託することができます。また、遺言書で遺言執行者が指定されていない場合等は、利害関係人等が家庭裁判所に請求することで、遺言執行者を選任することができます。

遺産分割協議書による相続

「どの財産を誰に取得させるか」について、相続人全員で話し合って決めることを遺産分割協議といます。遺産分割協議が行われ、それぞれの相続人に分配される財産が確定した場合には、その内容を記した遺産分割協議書を作成し、この協議書にもとづき分配する手続が行われます。

家庭裁判所の調停または審判による相続

相続人全員一致による遺産分割協議が整わない場合は、家庭裁判所に申立を行います。裁判所では、まず調停により遺産分割を行います。調停で合意に至らなければ、審判によって遺産分割を行います。

相続人がいない場合の相続

家庭裁判所は利害関係人等の請求にもとづき、審判によって相続財産管理人を選任します。

(こうせいしょうしょゆいごん(いごん))

▶ 公正証書遺言

公証役場で公証人に遺言書を作成してもらう遺言方法です。

遺言者は公証人と証人2人以上の面前で、遺言の内容を口述し、公証人がそれを筆記して、遺言者、証人に内容が正確であることを確認した後、遺言書を作成します。遺言書に家庭裁判所の検認は不要です。

(じひつしょうしょゆいごん(いごん))

▶ 自筆証書遺言

遺言者が遺言書の全文、作成日付、氏名を自署し、これに捺印することにより遺言書を作成する遺言方法です。遺言書に家庭裁判所の検認が必要です。

(ゆいごん(いごん)しっこうしゃ)

▶ 遺言執行者

遺言の内容を実現するために必要な事務処理を執り行う人です。遺言執行者は相続財産の管理その他遺言の執行に必要ないっさいの行為をする権利・義務を有しています。

(ちょうてい)

▶ 調停

家庭裁判所の調停委員会が、相続人同士の意見や主張を聞きながら、合意できるように進める制度です。

(しんぱん)

▶ 審判

調停で話し合いの合意ができない場合は、家庭裁判所の審判で結論を出すこととなります。

審判では調停の場合のように、相続人同士の話し合いが行われることはなく、家庭裁判所が公平に判断して、審判を下します。

(そうぞくざいさんかんりにん)

▶ 相続財産管理人

家庭裁判所の審判によって選任され、相続財産の管理と調査・換価などを行う人です。

必要書類のご案内

①相続届

- 相続預金等の取扱方法を相続人等関係者様の署名・捺印により、お届けいただく当行所定の書類です。
- 記入方法は別途お渡しする記入見本をご覧ください。

②お亡くなりになられた方（被相続人様）の戸籍謄本または除籍謄本

- 出生から死亡までの連続した戸籍謄本または除籍謄本が必要です。また現在の戸籍謄本のほかに、現行以前の戸籍制度の戸籍簿として改製原戸籍謄本が必要となる場合があります。
- 市区町村役場で取得される際は、本冊子をご持参のうえ、裏表紙の「戸籍謄本を取得していただく際のお願い」を住民課等の担当者の方にお見せください（郵送による取得が可能な市区町村もあります）。

③相続人様全員の戸籍謄本

- 相続人であることが確認できる戸籍謄本が必要です。
（前②で相続人であることが確認できる場合は不要です）
- 市区町村役場で取得される際は、本冊子をご持参のうえ、裏表紙の「戸籍謄本を取得していただく際のお願い」を住民課等の担当者の方にお見せください（郵送による取得が可能な市区町村もあります）。

④相続人様全員の印鑑証明書

- 市区町村発行後3か月以内のものをご用意ください。
- 「相続届」等の書類には、この登録印（ご実印）を押印してください。
- 相続人が未成年の場合は、親権者（または後見人）の印鑑証明書をご用意ください。

⑤被相続人様名義の通帳・証書・キャッシュカードなど

- 喪失されている場合は、相続届に喪失内容をご記入ください。

⑥その他

- お取引内容または相続預金等の取扱方法により、別途書類の提出をお願いする場合がございます。

相続方法別必要書類	
遺言書による相続	<ul style="list-style-type: none"> ●公正証書遺言の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①遺言書の正本または謄本（原本は公正役場に保管） ●自筆証書遺言の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①遺言書原本 ②家庭裁判所の検認証明書 <p>※遺言執行者が選任されている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①遺言執行者の印鑑証明書 〔家庭裁判所により遺言執行者が選任されている場合は、遺言執行者選任の審判書謄本〕
遺産分割協議書による相続	<ul style="list-style-type: none"> ①遺産分割協議書
家庭裁判所の調停または審判による相続	<ul style="list-style-type: none"> ●調停成立の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①家庭裁判所の調停調書謄本 ●審判の場合 <ul style="list-style-type: none"> ①家庭裁判所の審判書謄本および確定証明書
相続人がいない場合の相続	<ul style="list-style-type: none"> ①相続財産管理人の印鑑証明書 ②家庭裁判所の相続財産管理人選任の審判書謄本 ③家庭裁判所の「支払を許可する」旨の審判書謄本

- お取引内容によっては、必要書類を省略できる場合がございます。詳しくは窓口でご説明いたします。

用語解説

（こせきとうほん）

▶ 戸籍謄本

戸籍簿の内容すべてについての証明書です。平成6年以降に電子化された戸籍の場合は、全部事項証明書といえます。

（じよせきとうほん）

▶ 除籍謄本

婚姻や死亡等によって、その戸籍に記載されている人全員がいなくなった場合、戸籍簿から除籍簿に移されます。

（かいせいげんこせきとうほん）

▶ 改製原戸籍謄本

※実務では「はらこせき」と呼ぶこともあります。

戸籍制度は何回か大きな法改正が行われており、作り替え前の元の戸籍謄本のことを改製原戸籍謄本といえます。

<平成6年式戸籍>

平成6年以降、戸籍のコンピュータによるデータ管理（電子化）が認められ、戸籍を電子化する自治体が増えています。電子化された戸籍は名称が「全部事項証明書」となり、従前の縦書から横書に変更されました。

<昭和23年式戸籍>

昭和23年の改正民法の施行に伴い、「家」を単位としたものから「夫婦と子」という単位で作り替えられました。

▶ 公正証書遺言の

（げんぼん）（せいぼん）（とうほん）
原本・正本・謄本

公正証書遺言を作成する場合に、遺言者・証人が署名・捺印したものが「原本」で、これは公正役場で保管されます。「正本」・「謄本」は遺言者・証人の署名・捺印が省略されたもので、公証人が「正本である」「謄本である」と記し捺印したものです。

お取引内容ごとの手続概要

被相続人様のお取引は、原則としてすべて停止させていただきます。
お取引内容ごとの今後の手続概要は、次のとおりとなります。
(本冊子の内容は一般的なものであるため、場合によっては必要書類や取扱が異なる場合がございます。また、日数を要することもございますので、あらかじめご了承ください。)

ご預金等

総合口座

積立定期預金

外貨預金

当座預金

公共債・投資信託

ご融資・ローン

貸金庫等

- 相続届等の内容にもとづいて手続させていただきます。
- 定期的に振込金をお受取になられている場合は、振込人様に新しい振込口座をご連絡ください。
- 預金口座振替は停止させていただきます。
預金口座振替の継続を希望される場合には、新たな契約者様との預金口座振替契約を締結させていただきます。
一時的に被相続人様の口座から引落す場合は、別途書類をご提出いただきます。
- 少額貯蓄非課税制度(マル優)・少額公債非課税制度(マル特)のお取引がある場合は、(特別)非課税貯蓄者死亡届出書をご提出いただきます。
- 貸越金がある場合は、総合口座担保定期預金と差引計算(払戻充当)をさせていただきますか、別途資金によりご返済をお願いいたします。
- 自動振替は停止させていただきます。
- ご解約と、名義変更の2通りの方法があります。
- ご解約の場合、円貨でお受取になる日の相場が適用されます。
- 解約させていただきます(名義変更はできません)。
相続人様が当座預金取引の継続を希望される場合には、新たに当座預金口座の開設が必要となります。
- 生前に振出され、未決済の手形・小切手がある場合は、お申出ください。
- 手形・小切手用紙の未使用分は、ご返却をお願いいたします。
- ご解約と、名義変更の2通りの方法があります。
- ご解約の場合は、約定日の相場が適用されます。
- 被相続人様が債務者または保証人等の場合は、手続が必要となりますので、別途相談させていただきます。
- 相続届でご指定いただいた代表の方に収容品をお引取りいただきます。
- 相続手続前に、相続人様全員のご同意のもとに開庫する必要があります。お申出ください。



用語解説

(まるゆう)

▶ マル優

各種障がい者手帳の交付者や遺族年金受給者等が利用できる非課税制度です。

預金者の死亡日の翌日以後(普通預金などの流動性預金については翌決算日以後)の利息は原則として課税扱となります。

(まるとく)

▶ マルト

国債および公募地方債の利子所得について、マル優とは別枠で利用できる非課税制度です。

債券保有者の死亡日の翌日以後の利子は原則として課税扱となります。

(さしひきけいさん)

▶ 差引計算

銀行が預金者に代わって定期預金の払戻をうけ、その資金により債務の弁済をすることをいいます。

MEMO

よくあるご質問

■ 残高証明書の発行が必要な場合

相続人等関係者様からのご依頼により発行いたします。次の書類をご提出いただきます。

- 被相続人様がお亡くなりになられたことが確認できる戸籍謄本等
- 相続人、遺言執行者、相続財産管理人等の相続人等関係者様であることが確認できる公的書類
- 相続人等関係者様のご実印、印鑑証明書（当行とお取引がある場合は、お取引印をご持参ください。この場合、印鑑証明書は不要です。）

なお、残高証明書等の証明書の発行にあたっては、所定の手数料をいただきます。

■ 未成年者の相続人様がいらっしゃる場合

親権者の方に代理人として相続手続を行っていただきます。親権者がいない場合、または親権者が管理権を有しない場合は、後見人が代理人となります。なお、未成年者とその親権者が遺産分割協議を行う場合は、利益相反行為に該当する恐れがあるため、親権者は未成年者の代理人となることはできません。その場合は、家庭裁判所による、特別代理人の選任が必要となります。

■ 高齢等で意思確認ができない相続人様がいらっしゃる場合

家庭裁判所で成年後見制度による成年後見人等の選任をうけ、相続手続を行っていただきます。

■ 外国（海外在住）に相続人様がいらっしゃる場合

海外に在住している方には国内の印鑑証明書が発行されません。そのため、該当国の日本大使館、領事館等が証明した本人の署名（サイン）証明および在留証明書を提出していただきます。なお、署名（サイン）証明等がない場合、パスポートの提示をうけ、サインの照合をさせていただくことがあります。この場合、パスポートの写真、サイン部分のコピーをさせていただきます。

■ 行方不明の相続人様がいらっしゃる場合

行方不明の状況に応じて、家庭裁判所による「失踪宣告」「不在者財産管理人の選任」などの法的手続をお取りいただくこととなります。一般的には、選任された不在者財産管理人の方に相続手続に加わっていただきます。

■ 相続放棄した相続人様がいらっしゃる場合

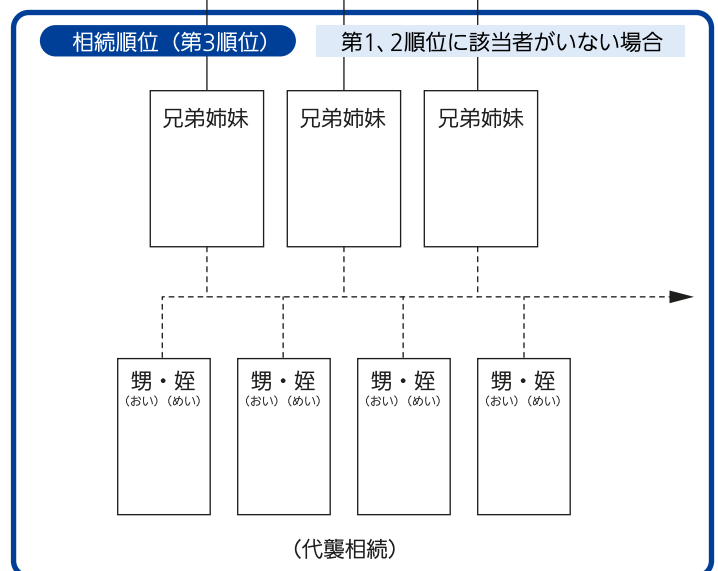
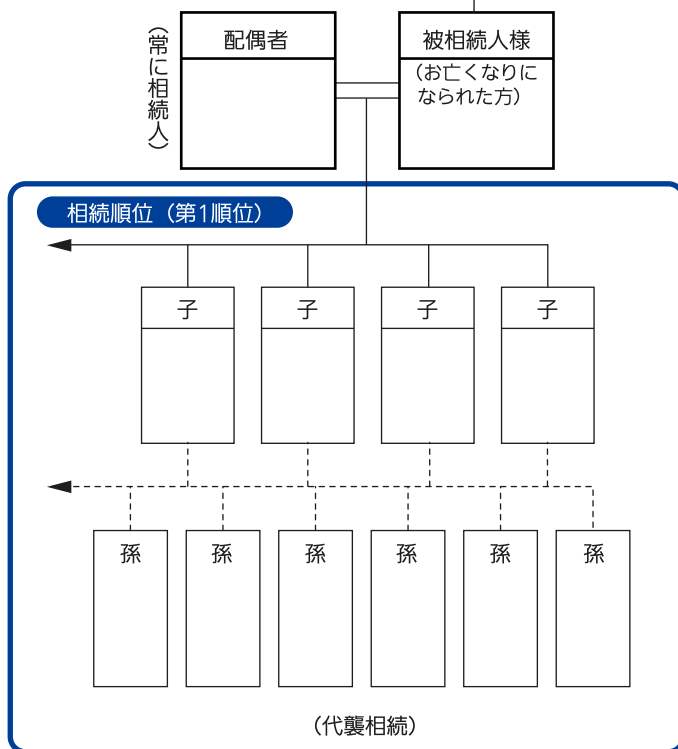
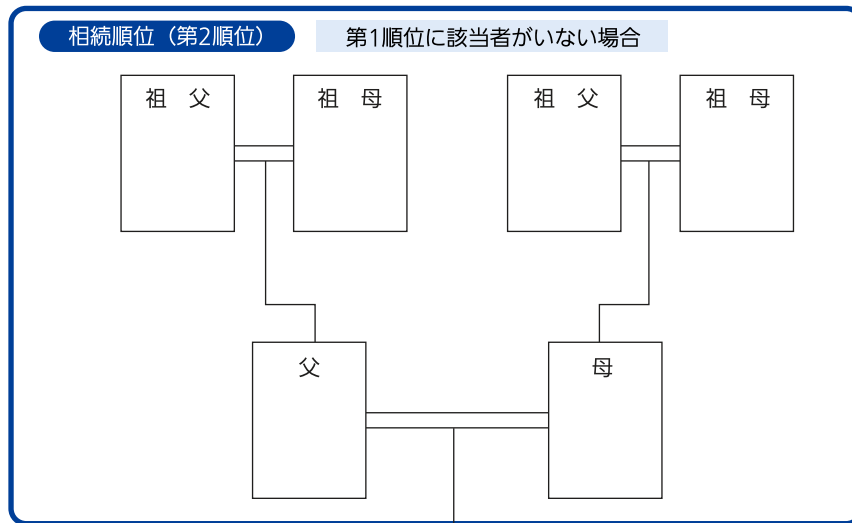
相続放棄とは、相続人が自己のために生じた相続の効果をうけないことです。相続放棄をするには、相続の開始があったことを知ってから3か月以内に家庭裁判所に申立を行い、それが受理されて認められます。相続放棄が認められた場合には、その方ははじめから相続人ではなかったものとみなされます。相続手続は、相続放棄をされた方を除外して行います。

■ 代理人に手続を委任される場合

他の相続人様や第三者に相続手続を委任される場合は、委任状をご提出いただきます。この場合、委任される方と、委任を受けた方の印鑑証明書が必要となります。

相続人確認表

ご自由にご記入ください。



- 相続人の順位
- ① 配偶者は常に相続人になります。
 - ② 第1順位……子（子がいなければ、孫、ひ孫が代襲相続します。）
第2順位……直系尊属（被相続人様の父母、祖父母等）
第3順位……兄弟姉妹（お亡くなりになっている場合は、甥（おい）、姪（めい）【一代限り】）

用語解説

(だいしゅうそうぞく)
▶ 代襲相続

代襲相続とは、相続人となるはずであった人が被相続人より先に亡くなっていた場合に、既に亡くなっていた人に代わってその子（孫）が相続することをいいます。もし、その孫も既に亡くなっていた場合は、その孫の子（ひ孫）が相続します。兄弟姉妹の代襲相続の場合、範囲が一代限りに制限されるので、被相続人の甥（おい）や姪（めい）までです。

MEMO

戸籍謄本を 取得していただく際のお願い

被相続人様、各相続人様の戸籍謄本をご用意していただくため、市区町村役場（本籍地を管轄する役所）で取得していただく際は、本冊子をご持参のうえ、住民課等の担当者の方に、「相続手続きに使用するため」とお申出ください。

【各市区町村の担当者の方へ】

預金等の相続手続きを行うにあたり、次の書類を当行に提出していただくようお願いしております。なお、転籍している場合は、その転籍先を請求者様にご説明願います。

●被相続人

出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本

※戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっていますので、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いします。

●相続人（全員）

相続人であることが確認できる戸籍謄本

※被相続人の戸籍（除籍）謄本で確認できる場合は不要です。

※相続人が兄弟姉妹となる場合には、被相続人の両親の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要です。

戸籍（除籍）謄本を請求する際、相続人等の委任状を必要とする場合は、その旨請求者様にご説明ください。

【ご参考】 戸籍制度の変遷と必要となる戸籍謄本

改製年代	必要となる戸籍謄本	状況により必要とされる戸籍謄本
現在		
↑	現在の戸籍謄本（全部事項証明書）	本籍を変更された場合 転籍前の戸籍謄本
(平成6年改製) 平成6年法務省令第51号により戸籍が新しく電子化されています。 (改製されていない市区町村もあります。)		ご結婚された場合 入籍前の戸籍謄本
↑	改製前の戸籍謄本（昭和23年式）	分籍された場合 分籍前の戸籍謄本
(昭和32年改製) 昭和23年に戸籍法が改正され、昭和32年法務省令第27号により、全て戸籍が新しくなっています。		
↑	改製前の戸籍謄本 (大正4年式、明治31年式、明治19年式)	
(大正4年改製)		
↑		家督相続、分家している場合 家督相続、分家前の戸籍謄本
(明治31年改製)		
↑		
(明治19年改製)		



相続に関するお問い合わせは、下記受付店または、お取引店までお願いします。

担当: